

農業金融史への覚え書

千葉 修

一、はじめに

明治期から戦前昭和期に至る農業金融の歴史について、戦後いかなる研究が行なわれて来たか、を整理して示すのが本稿の課題である。

構成を示すと、①既存の研究史論の検討、②体系的・計量的研究、③関連分野の研究、④特殊銀行の研究、⑤その他の金融機関の研究とまとめ、である。ただし⑤については、筆者の力が及ばないため、簡単な叙述にとどめざるをえない。

ここでは最初に、既存の研究史論をふり返りながら、本稿の問題意識と特徴とを述べることにする。筆者が大きな教示を得

《ノート》 農業金融史への覚え書

た、斎藤仁氏と信用理論研究会（信研と略記する）の業績を取り上げよう。

まず、一九五〇年代までの研究を総括した、斎藤氏の論考⁽²⁾を見よう。代表的な農業金融機関の水準の高い通史が既に出そつていた（後述）時期に書かれたものである。氏は、特殊銀行・系統信用組合・地方銀行の先駆的研究を検討し、見解に違いがあることを指摘して、その原因を次の二点に求めた。

第一は、前期的資本（商人・金貨）の理論的把握や、日本資本主義および農業の構造的理理解——端的には地主的土地所有の位置づけの仕方——の相違が金融分析に反映する。

第二は、実証分析が弱く、特に諸金融機関の貸付金が地主・農民の手でいかに機能するか、という問題が十分明らかにされていない。

さらに氏は、農工銀行・信用組合・地方銀行・伝来的金融組織（高利貸・講など）の具体的分析が進められねばならない、とした。

以上の指摘を念頭に置いて、本稿は一九六〇年代以降の研究を重点的に紹介し、最後にこれらの諸点に立ち戻って検討することにする。

次に、信研の編集になる研究史⁽³⁾（『入門』と略記）は、最新のものである。本稿もこれに触発されたのであるが、『入門』

との違いは以下の二点にある。

第一は、文献の収集範囲である。後続の本稿が時期を広げる（『入門』は一九七八年末までに限定）のは当然である。加えて、『入門』が精選を旨としたのに対し、本稿は管見の限りで網羅することを心掛けた。研究の広がりや流れを把握するのが主要な目的であるからである。

第二は、諸業績の評価に関してである。『入門』は紙幅制限のためにコメントをほとんど省略している。収録の仕方から学問的価値判断がうかがえるものの、各論考の位置づけがあればいっそう有益であった、と惜しまれる。本稿では、積極的見解を準備するに至らなかったが、それに代わるものとして、研究者相互の批評を紹介し、論争点を示した。

注(1) 後出のもの以外に、村上桃二「農業金融論」(近藤康男編『農業経済研究入門』、東京大学出版会、一九五四年二月、新版一九六六年八月)、農林省図書館編『農林文献解題・農業金融編』(一九六一年三月)、竹中久仁雄「農業金融論の系譜と課題」(一)(東京農業大学『農村研究』第二八号、一九六八年一月)。後に竹中『金融市場と農業金融』、御菜の水書房、一九七一年一月、に収録)などがある。

(2) 丹羽邦男・小倉倉一・斎藤仁「農業の発達史」(農林省農林経済局編『農林経済研究年報』第四号、明文

堂、一九六〇年三月)の斎藤氏執筆部分「農業金融史」、一二九～一三〇頁参照。

(3) 信用理論研究会編『信用論研究入門』(有斐閣、一九八一年九月)の第一〇章「日本金融史」における、勸銀・拓銀・農銀(拜司静夫氏執筆)、中小金融機関(渋谷隆一・松本重一氏)、資料(本間靖夫氏)、サーベイ(渋谷氏)の諸項目を参照。

二、農業金融史の方法

戦後間もない時期、農業金融史研究は、方法・資料とも戦前期のそれを引き継がざるをえなかった。朝倉孝吉⁽¹⁾氏は、近代的金融機関を中心に機構の変化をまとめ、統計値を整理した。新たな視角を示したのは大内力氏⁽²⁾である。資本主義の発展段階論による農業問題研究は、後出の加藤俊彦氏の銀行史研究、斎藤・佐伯氏らの諸研究と共に、宇野経済学の流れを形成した。対照的なのは清水昇氏⁽³⁾で、「半封建的土地所有構造」と農業金融との相互関連を、特殊銀行と系統信用組合の二本の線から分析している。

一九五〇年代中葉、相次いで勸銀・農林中金・拓銀の通史が刊行され、農業金融史研究に大きな刺激を与えた。勸銀史・農林中金史の編纂には外部の研究者が参加し、「そのまま研究書としても通用するような」⁽⁵⁾分析内容が盛り込まれた。以後の研

究は、実証面でこれらを凌駕するものは少なく、むしろそれを基礎資料として、視角・方法を練り上げていく。また、斎藤氏の拓銀研究は、外部資料の徹底収集と段階論的視角により、その特殊性を解明し、「以前の金融史研究にみられなかった地平を切り開いた」ものである（四を参照）。

この外に、行政側の資料整理も行なわれるなど、基本的な文献が出そろったため、制度史を超える本格的な研究が出現する。以下では、体系的な研究（佐伯・斎藤氏）と計量的研究（伊東・寺西氏）とを検討することにする。

最初に佐伯尚美氏の業績を見よう。氏は農業問題の金融的解明を段階論的方法で行なったが、それは二重の意味を含んだ。第一は日本資本主義の後進性が、特殊農業金融機関の早期的成立といった問題に反映することである。第二は日本資本主義の発展段階に対応して農業金融が変貌を遂げることである。

後者の視角から、明治中期（産業資本確立期）であり、相対的な意味で自由主義段階）に小農金融の典型を捉え、それが独占資本の形成（明治末期）・確立期（大正後半）に崩されていく、とする。すなわち、農業問題の本格化と共に、地主・商人・高利貸・地方銀行などは農業金融から脱落し、小農保護政策に支えられた系統信用組合が発展して、独自の金融圏を形成していくのである。

これは金融機関別の実証研究の成果を、明快な基準によって総合化した画期的な著作であった。その批判は、地主の役割や農業政策の意義などについて、より歴史具体的に把握すべきであるというものであった。

段階論の適用から、方法をさらに前進させようとしたのが斎藤仁氏である。氏は、組織のあり方が機能のあり方を強く規定するという視点から、日本の農業金融組織の特質を問題にした。国際的な比較対象としてイギリス・ドイツが取り上げられ、段階論（三国共通）・類型論（後進的なドイツ・日本が共通）・一

国論（日本の特殊性）の三つの次元から考察がなされた。これに対して佐伯氏は、農業保護政策の一手段である金融組織について、財政的施策と分離して「類型化」しても意味がない、と批判した。

斎藤氏が、農村信用組合成立の必要条件を、封建期より引き継がれた「自治村落」の存在に求めた点も、日本農村・ドイツ協同組合研究者の論議を呼んだ。この「自治村落」論は、斎藤氏が農業問題を構造的に把握するポイントとなっている。

以上の佐伯・斎藤両氏の所説に示された、日本資本主義の発展段階が農業金融を規定する、という視角は、現在では大方の共通認識になったといっている。しかし、いま一方の日本資本主義の後進性という視角を、具体的な歴史分析にどのような形

で生かすべきか、については見解が分かれる。この点には次節でもふれる。

ここでは、もう一つの方法である近代経済学的接近を見ておきたい。伊東譲氏⁽¹⁵⁾は、日本経済における農業・非農業部門の不均衡な成長が、貯蓄の部門間の傾斜的配分によってもたらされたとする。その四つのルートは財政・インフレ・地主直接投資・金融機関の内、最後のものを取り上げ、勸銀・農銀・系統産組を通じた資本の農外流出を、信用制限理論の検証として明らかにした。

これの批判は、金融市場の歴史的性情変化が明らかでなく、また農民の資産選好の分析を欠く、などの点に向けられた。

農業と非農業の部門間資金移動という視点は、寺西重郎氏⁽¹⁷⁾が引き継ぐ。氏は、日本経済の長期発展過程に対して「農業余剰資金を原資とする工業化」のシエーマが適用可能か否かを検討した。長期的に見て、農業から商工業への貯蓄の移動は予想外に小さい。商工業部門は貯蓄超過であり、その一因が租税負担の低位に求められる。財政を通じる農業余剰の移転が軽視できないのである。

この視点では、循環変動や長期的趨勢は把握できても、歴史的に規定される農業問題との必然的連関は見失われる。とはいえ、一九六〇年代から七〇年代へ、考察が深められたことは、

前述の体系的研究と同様である。

さて、外にも各金融機関史を簡潔にまとめた斎藤氏の業績や、伝田功・清水栄一氏の概説があるが、内容紹介は割愛する。

注(1) 朝倉孝吉『農業金融論』(思索社、一九四九年七月)、

同「戦時中の農業金融機関の分野と在り方について」

『農業経済研究』第二巻第一号、一九五〇年三月。

(2) 大内力『農業問題』(岩波書店、一九五一年四月)の

「農業金融の特質」。

(3) 清水昇「日本農業金融の特質(一・二)」(立正大学

『経済学季報』第三・四号、一九五三年三月・六月)。

(4) 日本勧業銀行『日本勧業銀行史——特殊銀行時代

——』(一九五三年六月)では福島正夫氏が執筆し、

農林中央金庫『農林中央金庫史』第一・二巻(一九五

六年一月)では鈴木武雄・川野重任・大内力氏が監

修した。

(5) 斎藤前掲「農業金融史」、一一三頁。

(6) 斎藤仁『旧北海道拓殖銀行論』(農業総合研究所、

一九五七年三月)。斎藤『北海道農業金融論』、東洋経

済新報社、一九五七年)。

(7) 伊牟田敏充「昭和金融史研究の現状と課題」(『金融

学会報告』第四三号、一九七七年五月)、六〇頁。

(8) 農林省農林経済局金融課・特別融資課共編『農林金

融便覧』(農林通報社、一九五三年二月)、および農林

大臣官房総務課編『農林行政史』第二卷（農林協会、一九五九年七月）の「農業金融行政」。

- (9) 佐伯尚美『日本農業金融史論』（御茶の水書房、一九六三年一〇月）、一二七、二二三～二四四頁参照。

- (10) 三輪昌男「書評」〔『農林金融』第一七卷第一号、一九六四年一月、三七頁〕、暉峻栄三「書評」〔『エコノミスト』第四二卷第二号、一九六四年一月一四日、七五頁〕、牛山敬二「一九六三年度主要文獻・解説と批評」（近藤康男編『日本農業年報Ⅹ・食料騰貴』、御茶の水書房、一九六四年九月、二三九頁）、竹中久仁雄「農業金融論の課題」（高橋七五三編『論争・日本農業論』、亜紀書房、一九七五年一月、二六三頁）を参照。

- (11) 斎藤仁『農業金融の構造』（東京大学出版会、一九七一年六月）、七七～八頁参照。

- (12) 佐伯尚美「書評」（東京大学『経済学論集』第三八卷第一号、一九七二年四月）、八九頁参照。

- (13) 斎藤、前掲『構造』、一〇八～一二頁参照。日本農村研究者の論争については、斎藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」（東京農業大学『農村研究』第四四号、一九七七年三月）、一九七～二一頁を参照のこと。

またドイツ協同組合研究者では、高橋弦「一九世紀末ドイツ農民金融の展開」（東北大学『経済学』第三五卷第一号、一九七三年十一月、四〇頁参照）が「自

治村落」の評価に消極的である一方、村岡範男「一九世紀末ドイツ農村の形態と農村信用組合」（『酪農学園大学紀要』第七卷第二号、一九七八年十二月、四〇一頁参照）が積極的に評価している。

- (14) 地主的土地所有の性格規定をめぐる、封建論争以来大きな対立があることは周知のところである。「自治村落」が地主制を規制するという、斎藤氏の指摘は、かつて学界の一部に見られた、共同体的関係Ⅱ半封建制論と対比して興味深い。この点、斎藤仁「戦前日本の土地政策」（同編『アジア土地政策論序説』、アジア経済研究所、一九七六年三月）、三二頁を参照のこと。

- (15) 伊東謨『経済発展と農業金融』（東京大学出版会、一九六二年二月）、一六～九頁参照。外に同「わが国戦前における経済発展と農業金融」（『金融学会報告』第一三号、一九六一年六月）、加藤讓「長期農業金融における政府の役割」（川野重任・加藤讓編『日本農業と経済成長』、一九七〇年七月）がある。

- (16) 無署名「書評」〔『エコノミスト』第四〇巻第一八号、一九六二年五月一日、七七頁〕、市岡幸三「書評」〔『農業総合研究』第一六卷第三号、一九六二年七月、二五頁〕を参照。

- (17) 寺西重郎「農工間資金移動再考（上・下）」（一橋大

学『経済研究』第二七卷第四号・第二八卷第一号、一九七六年一〇月・七七年一月。後に同『日本の経済発展と金融』、岩波書店、一九八二年一月、に収録）の「(下)」、五九一六一頁参照。

(18) 渡辺佐平・北原道貫編『現代日本産業発達史・第二六巻・銀行』（交詢社、一九六六年八月）で、斎藤仁氏は特殊銀行・信用組合などを分担執筆した。

(19) 伝田功「農業金融の展開と構造」（滋賀大学『彦根論叢』第一三四・五合併号、一九六九年一月。後に同『近代日本農政思想の研究』、未来社、一九六九年八月、に収録）、清水栄一「初期農業金融機関と錯誤」（大倉精神文化研究所『大倉山論集』第一〇輯、一九七二年三月）を参照。

三、関連分野の研究

本節では、農業金融史に関連する、金融構造・立法研究（朝倉・渋谷氏）と地主制・農業政策研究（中村・加瀬氏）を取り上げる。

最初に朝倉孝吉氏は、明治前半期に大・小の商人・地主が多様な形態の金融機関を経営し、「農業にまつわる金融」によって資産を増殖する過程を、多数の銀行史を駆使して明らかにした。氏は、これによって日本の金融組織の「下から」の発展を

描いたのであるが、そこでの「農業金融」の機能分析は不十分で、土地兼併効果が一面的に強調されることになった。

(2) 前近代的金融の実態分析は一九六〇年前後から現われ、前述の体系的研究に基礎資料を提供した。渋谷隆一氏は、高利貸資本を中心（3）にこの分野で一連の研究成果をあげてきたが、ここでは政策的研究を見とく。

氏は、日本資本主義の後進性が社会問題を早期に発生させ、それが政治的危機を誘発するという視点に立つ。明治期の下級金融機関立法には社会政策思想が反映し、高利貸・質屋・無尽などは取り締まりが図られる一方、適合的な組織として産業組合の育成が目指されたのである。(4)

佐伯氏が指摘していた、「特殊農業金融機関が、かなり早い時期に、しかも形式的にきわめて整備された法律に基づいて成立」(5)する事情が、克明に分析された。それだけに、「形式と実態とのズレ」をどう意味づけるか、という問題が改めてクローズ・アップされる。(7)

ところで、渋谷氏は農家負債統計についても注目すべき指摘を行なっている。(8)この点にも若干ふれておこう。

大蔵省理財局銀行課『全国農民負債調』（一九二二年十二月）は、農家負債を全国的規模で金融機関別に把握できる、数少ない資料である。引用される機会も多いのであるが、渋谷氏によ

第1表 明治末期の農家負債（借入先別）

（単位：千円，百人 %）

借入先	合 計		うち無担保のもの			
	金 額 (A)	人 員 (B)	金 額 (C)	C/A	人 員 (D)	D/B
勸 銀・拓 銀行	64,305 (8.1)	500 (0.6)	10,392	16.2	23	4.6
農 工 銀 行	53,270 (6.7)	2,014 (2.5)	6,324	11.9	705	35.0
そ の 他 銀 行	131,496 (16.7)	5,011 (6.3)	34,331	26.1	2,016	40.2
保 險 会 社	644 (0.1)	37 (0.0)	378	58.7	22	59.5
産組・報徳社・他	21,830 (2.8)	3,583 (4.5)	15,667	71.8	2,830	79.0
団体						
貸金会社・個人貸	151,386 (19.2)	13,016 (16.3)	36,322	24.0	5,388	41.4
金業者						
質 屋	9,381 (1.2)	10,456 (13.1)	-	-	-	-
商 業 者	12,326 (1.6)	2,846 (3.6)	12,326	100.0	2,846	100.0
類母子講・類似の	62,910 (8.0)	10,502 (13.2)	62,910	100.0	10,502	100.0
もの						
私 の 人	269,898 (34.2)	29,374 (36.9)	108,452	40.2	16,073	54.7
そ の 他	11,913 (1.5)	2,374 (3.0)	5,687	47.7	1,447	61.0
総 計	789,358 (100.0)	79,712 (100.0)	292,789	37.1	41,851	52.5

借入先	年 金 利 別 内 訳							
	金 額 (A=100)				人 員 (B=100)			
	～10%	10～15	15～20	20～	～10%	10～15	15～20	20～
勸 銀・拓 銀行	91.7	8.3	-	-	71.0	29.0	-	-
農 工 銀 行	97.7	2.3	-	-	92.8	7.2	-	-
そ の 他 銀 行	51.7	45.0	3.2	0.2	37.7	55.3	6.4	0.5
保 險 会 社	83.9	15.0	0.7	0.5	82.2	16.4	1.0	0.4
産組・報徳社・他	46.3	47.4	4.4	1.9	37.0	55.2	5.4	2.5
団体								
貸金会社・個人貸	13.4	54.0	26.7	5.9	9.0	46.8	31.5	12.7
金業者								
質 屋	4.0	11.3	23.2	61.5	2.7	8.4	19.8	69.1
商 業 者	27.3	52.2	15.1	5.4	21.1	56.9	16.3	5.8
類母子講・類似の	56.0	32.4	8.4	3.2	52.7	34.4	9.1	3.8
もの								
私 の 人	19.7	53.1	22.2	5.0	14.2	50.1	26.8	8.9
そ の 他	42.0	41.5	11.7	4.8	34.9	43.6	14.7	6.8
総 計	38.9	42.3	14.7	4.1	22.6	41.4	20.5	15.5

注(1) 大蔵省理財局銀行課『全国農民負債調査』（『勝田家文書』第45冊の4）より作成した。資料の性格については、渋谷前掲「明治末期の負債調査」を参照のこと。

(2) 特殊銀行については1911（明治44）年12月，各銀行が調査した。その他の機関は1910（明治43）年12月および1911年6月に，不動産担保を税務監督局長，それ以外（無担保含む）を地方長官が調査した。

(3) () 内構成比。

第2表 担保種類別農家負債

(単位：千円、百人、%)

担保種類	合 計		年 金 利 別 内 訳							
	金 額 (A)	人 員 (B)	金 額 (A=100)				人 員 (B=100)			
			～10%	10～15	15～20	20～	～10%	10～15	15～20	20～
不動産担保	417,091 (52.8)	19,431 (24.4)	42.6	40.6	13.8	2.9	23.3	42.5	25.5	8.8
不動産以外の担保	79,478 (10.1)	18,430 (23.1)	32.6	41.3	15.6	10.5	11.1	25.0	20.5	43.4
無担保	292,789 (37.1)	41,851 (52.5)	35.2	45.0	15.8	4.0	27.4	48.2	18.2	6.3
総 計	789,358 (100.0)	79,712 (100.0)	38.9	42.3	14.7	4.1	22.6	41.4	20.5	15.5

注：第1表の注を参照のこと。

れば、それは「調査の中間集計によるいわば未定稿」に過ぎなかった。氏が発見した最終値⁽⁵⁰⁾によって第1表、第2表が得られる。

新・旧統計とも、金融機関・担保種類によって調査時期・方法が異なるため、集計値の信頼度に不安があるし、農家負債の中に地主の非農業資金借入が相当含まれていると推測される⁽⁵¹⁾（佐伯氏）。二つの統計値を比較すると、新統計における特殊銀行の著しい伸びが目立っている⁽⁵²⁾。以上の点に留意しながら、簡単に見てみよう。

農家負債の構成の特徴点は、第一に機関別依存度において、

金額では私人・貸金業・一般銀行が大宗を占める。人員から見ると、頼母子講・質屋が軽視すべからざる比率を示す一方、特殊銀行のそれは小さく、一人当たりの金額（渋谷前掲「調査」六〇頁参照）では逆の関係になる。

第二に利率では、質屋が高利に偏倚し、貸金業・私人⁽⁵³⁾がこれに続き、特殊銀行の低利性と対照的である。担保種類別の利率において、不動産以外の担保が高利的なのは、不動産担保の質屋の比重が大きいからであろう。

第三に無担保の負債は、金額で三七%、人員で五二%に達する。頼母子講・商業者・産業組合その他団体では無担保の比重

が大きい。

以上のように、貸し付けの量(金額・人員)・利率・担保種類が機関によって異なることは、農業金融史を総合的に把握するとき、常に注意しておかねばならない。

さて、いま一つの潮流である地主制研究に目を転じよう。この視点からは、清水昇・井上晴丸氏が金融機関の性格規定を、また守田志郎氏が地主の農外投資分析を行なった。注意すべきは、体系的な地主制史に資金流出の視角を定置した、中村政則⁽¹⁶⁾氏の見解である。

氏は、地租・地代(小作料)の資本への転化をもって、後進的な日本資本主義が地主的土地所有を不可欠な構造的一環に組み込んだとする。資本蓄積の立ち遅れを財政・金融政策がカバーする。一八九〇年代末に地方銀行と勸銀・農銀は農村資金を商工業部門へ吸い上げる機構を形成した。地主は、農外から利子・配当を得るとはいえ、ブルジョア化はしない。「寄生地主制」の一面面が、産業資本の利潤に対する寄生として現象するのである。

中村氏の「地租・地代の資本転化」のシエーマに対しては、原始的蓄積期とそれ以後とでは意義が全く異なること、資金コストの視点が必要であることなどの批判がある⁽¹⁸⁾。昭和恐慌後の農家負債問題については、加瀬和俊氏の論考が⁽¹⁹⁾

ある。それによれば、社会問題化した農村負債の整理政策をめぐって、農民・地主各勢力、政府各省の意見が対立したが、結局は財政合理主義が貫かれた。すなわち国家からの資金融通は極力抑えられ、負債整理組合の斡旋による条件緩和と農家経済更生という、部落社会内処理に委ねられる。この時期の日本資本主義には社会政策的農政を展開するだけの余力はなく、政策は農村の「自力」対策を引き出すだけであった。負債問題は戦時インフレによって解消されていく。第二次大戦期に日本資本主義の崩壊過程に至って、「小農維持政策」は「初めて実効を持つ」ことになった。

前出の佐伯・斎藤氏の農業金融史研究においては、小農保護政策の展開が重要な柱となっていた。一般に地主制研究では、小農保護政策の評価は消極的なものとなる。

注(1) 朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』(岩波書店、一九六一年八月)。

(2) 書評として、佐伯尚美(『農林金融』第一五巻第一号、一九六二年一月)・加藤俊彦(『金融経済』第七三号、一九六二年四月)氏のものをあげておく。

(3) 信研前掲『入門』三二六～七頁参照。

(4) 総括的な論文は、渋谷隆一「わが国高利貸資本の存在形態」(『金融経済』第八四号、一九六四年二月)である。

- (5) 渋谷隆一「下級金融機関立法」(同編著『明治期日本特殊金融立法史』、早稲田大学出版局、一九七七年三月)、三〇三～七頁参照。
- (6) 佐伯前掲『日本農業金融史論』、一二頁。
- (7) 斎藤仁編『日本資本主義の展開と産業組合』(日本経済評論社、一九七九年三月)、三一～二、三九頁参照。渋谷前掲書に対する書評は、斎藤仁(『経済評論』第二六巻第一二号、一九七七年十二月)氏の外、拙稿『農業総合研究』第三二巻第二号、一九七八年三月)などがある。
- (8) 渋谷隆一「明治末期の負債調査」(『土地制度史学』第五四号、一九七二年一月)参照。
- (9) この外に、昭和期の帝國農会・農林省の調査がある。農林省前掲『農林金融便覧』、二四七～九頁参照。
- (10) 『勝田家文書』第四五冊の四(大蔵省昭和財政史編纂室所蔵。筆者は国会図書館保管のマイクロフィルムを利用した)参照。新資料には、農家負債の地方別統計や農家以外の負債統計も含まれる。詳細は渋谷前掲「調査」を参照のこと。
- 旧統計値は農商務省の毎年の統計書に収録された(例えば農務局『本邦農業経済事情』、一九一三年三月、一四～五、二八頁参照)が、新資料(活版印刷物)によって補正される機会はなかったようである。
- (11) 佐伯前掲書、一六三頁参照。
- (12) 新資料では勸銀・拓銀と農銀の数値(一九一一年末)が区分されたが、旧統計では三銀行一括(一九一〇年末あるいは一九一一年六月)であった。負債合計額に占める三銀行の比率は、旧統計の一〇・三%から新資料の一四・九%へ上昇する。
- ちなみに、大蔵省『銀行局年報』によれば、農業者の外、耕地整理・産業組合などへの三銀行の貸付残高の増加が確認できるが、『全国農民負債調査』の負債額とは符合しない。
- (13) 「私人」が親戚・知人である場合、相互貸借の関係が保たれるのであれば無利子もしくは低利となり、貸借関係が一方的に固定化すれば高利に変化したであろう。この点については、斎藤前掲『農業金融の構造』、一三〇～一頁参照。
- (14) 井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』(中央公論社、一九五七年四月)、第三章第二節四「銀行と地主」を参照。
- (15) 守田志郎『地主経済と地方資本』(御茶の水書房、一九六三年三月)参照。
- (16) 中村政則「日本地主制史研究序説」(一橋大学『経済学研究』第一二号、一九六八年三月。後に同『近代日本地主制史研究』、東京大学出版会、一九七九年五月、

に収録。引用ページは著書による）、一五、七五、八〇、八七頁参照。

(17) 勸銀・農銀については、同上書、四〇～五頁、および中村「日本資本主義確立期の国家権力」(歴史学研究会編『歴史における国家権力と人民闘争』青木書店、一九七〇年一〇月)、八七～八頁を参照。

(18) 加瀬和俊「河大戦間期における地主制衰退の論理をめぐって」(『歴史学研究』第四八六号、一九八〇年一月)、六七頁参照。

(19) 加瀬和俊「農村負債整理政策の立案過程」(『東京水産大学論集』第一四号、一九七九年三月)、三三～八頁参照。

四、特殊銀行の研究

農業金融の視点から勸銀・農銀の歴史を見れば、その焦点は明治末期の不動産銀行への傾斜(一九一一年貸付目的制限の撤廃)と大蔵省預金部資金の貸付開始(一九〇六年東北凶作救済)、および大正後期の農業界中心の勸農合併(法は一九二一年、伏線としての代理貸付制度開始は一九〇〇年)に当てられよう。拓銀の場合は独自の展開を遂げる。

最初に勸銀であるが、『日本勸業銀行史』が資料集(勸銀法構想・不動産鑑定・諸統計)と共に刊行された前後に、研究も続

々と発表された。

『勸銀史』の問題点を、伊東謙氏は次のように指摘している。⁽²⁾
①損益計算による経営分析がない、②特殊銀行であるが故の有利・不利性について後者の面が強調されすぎる、③頻用される新聞記事の主観的・誇張的傾向の影響、などである。

加藤俊彦氏は、勸銀設立構想の発端から日露戦後の機能変化までを、日本資本主義の発展段階に対応させて分析した。伊東謙氏の論文は前掲『経済発展と農業金融』に収録される。⁽⁵⁾

拝司静夫氏は不動産銀行への変質過程を明らかにし、さらに一連の論考によって、農商務省(前田正名)などの、殖産興業の政策金融機関構想を発掘し、その挫折の経緯を詳細に検討した。⁽⁷⁾

原司郎氏が「半封建的土地所有」と独占資本への信用供与という視点に立ったのに対し、佐伯尚美氏は農業問題への対応を通史的に明らかにし、前掲書の基本線を作った。

この外に、中島常雄氏が農地担保金融の歴史をまとめ、また林善義・伝田功氏が概括的に考察している。⁽¹¹⁾

最近では、地方金融市場における勸銀・農銀の機能の研究が発表されている。拝司氏は、資金の再配分機能(地域間、長・短期、産業間)を整理し、また渋谷隆一氏は勸銀支店と地方銀行・信用組合の競合関係を解明し、いずれも研究の新局面を開

拓している。

次に農銀はどうであろうか。まず総括的研究は戦前の杉本正幸⁽¹⁴⁾氏の名著があるのだが、これは制度史の叙述が中心で、個別農銀については既に勸銀に合併されたものを除き、その概略が示されるにとどまった。前掲『勸銀史』は、親銀行の立場から言及しているものの、地方差を踏まえながら全体像を構成するまでには至らない。

農銀の実態分析は一九六〇年代中葉から始まり、福岡・兵庫・肥後⁽¹⁵⁾（熊本）・群馬・沖縄・尾参⁽¹⁶⁾（愛知）農銀が取り上げられている。西日本に偏っている点と、資料的制約から断片的把握になりがちな点が問題である。以下、高嶋雅明・池上和夫氏の分析を見ておこう。

まず兵庫農銀の場合は、当初より工業貸付の比重が高く、代理貸付の内容も同様であった。大正中期以降、債券発行が伸張すると勸銀依存を弱めて、市中銀行的に商工業貸付中心に発展する。勸銀との合併は遅かった（一九三七年）。これに対して肥後農銀では、一時期を除いて農業貸付が中心であった半面、債券発行は不振で、一九二七年に勸銀と合併する。

また群馬農銀⁽¹⁹⁾においては、日露戦後農業貸付が急減する。貸付目的制限に対しては、違反貸付が公然化しており、法改正はその追認にすぎなかった。これ以後、農業に対する農銀の役割

は、預金部資金の散布機関としてのそれに変わる。ちなみに、自行貸付より代理貸付が収益面で不利だったことが確認されている。

この外に、地方政治との関連など、多面的な事実が掘り起こされている。戦前に行史が刊行された農銀は一九行ある。⁽²¹⁾個別研究のいっそうの拡大が望まれる。

最後に拓銀を見よう。斎藤仁氏は、拓銀が北海道の植民地的性格に規定され、特異な発展形態をとったことを明らかにした。その資本は中央に求められ、いわば北海道勸業銀行として創立される。商業銀行・勸業銀行の業務も当初から認められたが、独占資本確立期には大いに拡張され、拓銀を変質させる。

第一次大戦期、北海道では地主の生産的性格が回復した。拓銀は、比重が低下していた農業貸付において、対象を大地主に偏倚させた。これがかえって、大戦後の農業恐慌期に、拓銀が農業金融から離脱するのを容易にした。拓銀は勸銀のように不動産銀行化するのではなく、先んじて普通銀行へ転身していく。同書への批判点は、北海道地主制の理解や勸銀・農銀の変質過程との対比についてであった。

この外には、拓銀の行史が特殊銀行時代を概括的に叙述した程度で、研究は少ないようである。

注(一) 日本勸業銀行調査部勸銀史研究会編『日本勸業銀行

法草案関係資料』(一九五一年三月)、同『明治初年不動産銀行・農業銀行関係資料』(一九五二年一〇月)、同『日本勸業銀行鑑定調査諸規定資料』(一九五三年一月)、同『日本勸業銀行統計資料』(同年一月)、以上四点である。

(2) 伊東謨「書評」(『農業経済研究』第二五巻第四号、一九五四年四月)、六一頁参照。

(3) 損益勘定は勸銀前掲『統計資料』では簡略化されている。大蔵省『銀行局年報』でフォローできるが、この視点での分析は見当たらない。

(4) 加藤俊彦「日本勸業銀行の成立(一・二)」(東京大学『社会科学研究』第四巻第一、二号、一九五二年一月、五四年一月)、同「日本勸業銀行の研究」(『同上誌』第九巻第四・五合併号、一九五八年二月)、参照。外に同「農業金融機関の変遷」(『農林金融』第六巻第一二号、一九五三年十二月)がある。

(5) 伊東謨「勸銀累年貸付高の動向」(『農業経済研究』第二四巻第三号、一九五三年二月)、同「戦前における勸銀の資金吸収機能の展開」(『同上誌』第三三巻第一号、一九六一年八月)。

(6) 拝司静夫「日本勸業銀行および農工銀行の不動産銀行化とその意義」(弘前大学『人文社会』第四号、一九五四年一月)。

《ノート》 農業金融史への覚え書

(7) 信研前掲『入門』(三一八、三三九頁参照)によれば、関係論文は九編あるが、ここでは拝司静夫『興業銀行』の地方分散設置論(『地方金融史研究会編』『地方金融史論』、大原新生社、一九七四年七月)と、最近の同「不動産金融制度構想過程における大蔵省と農商務省」(『金融学会報告』第四七号、一九七九年一〇月)をあげるにとどめる。

(8) 原司郎「日本資本主義発達史における特殊銀行の役割(その一)」(神奈川大学『商経法論叢』第五巻第四号、一九五五年二月)。

(9) 佐伯尚美「日本農業金融史の一考察」(『金融経済』第四七号、一九五七年十二月)。

(10) 中島常雄「農地担保金融に関する歴史的考察(上・下)」(『金融経済』第九五、九六号、一九六五年十二月、六六年二月)。

(11) 林善義「日本勸業銀行と明治の経済」(『名古屋学院大学論集』第一五号、一九六八年八月)、伝田功「日本勸業銀行と債券発行」(『彦根論叢』第一三九・一四〇合併号、一九七〇年一月)。

(12)(13) 拝司静夫「地方銀行の動揺と勸農両行」および渋谷隆一「山形県庄内地方の金融構造と勸銀支店」(いずれも朝倉孝吉編『両大戦間における金融構造』、御茶の水書房、一九八〇年二月)。なお同書への批評と

して、加藤俊彦「書評」(『地方金融史研究』第一二号、一九八一年三月)をあげておく。

- (14) 杉本正幸『全国農工銀行発達史』(同発達史発行所、一九二四年四月。一九二七年二月改訂増補)。

- (15) 伊丹正博「明治中期における地方農工銀行の成立にかんする覚え書」(香川大学『経済論叢』第三七巻第四号、一九六四年一〇月)。

- (16) 植田欣次「農工銀行の余裕金について」(『金融学会報告』第五二号、一九八一年六月)。

- (17) 高嶋雅明「農工銀行の不動産銀行化」(九州産業大学『商経論叢』第九巻第一号、一九六八年十一月)、四九、六〇頁参照。同「農工銀行の融資機能の分析」(『同上誌』第一〇巻第一号、一九六九年八月)も参照。

- (18) 高嶋「肥後農工銀行の史的分析」(『同上誌』第一〇巻第二号、一九六九年一月)、四八頁参照。

- (19) 池上和夫「明治後期における農工銀行の業態分析」(『土地制度史学』第五五号、一九七二年四月)、三六、四六、七七頁参照。

- (20) 池上和夫「政党と農工銀行」(『一橋論叢』第七〇巻第三号、一九七三年九月)、伊丹正博「沖縄県農工銀行の創設と謝花昇」(『地方金融史研究』第六号、一九七五年四月)。

- (21) 本間靖夫編「銀行および金融機関・社史目録」(朝倉

編前掲『兩大戦間における金融構造』の「特殊銀行」、五、六頁参照。

- (22) 斎藤前掲『旧北海道拓殖銀行論』、五三、一九八、二五五頁参照。

- (23) 保志恂「書評」(『北海道農業研究』第一四号、一九五八年三月)、一四四、五頁、および加藤俊彦「紹介」(『農業総合研究』臨時増刊北海道農業の動向、通巻第五七号、一九六〇年八月)、二二二頁参照。

- (24) 北海道拓殖銀行『北海道拓殖銀行史』(一九七一年四月、監修は酒井一夫氏)。

- (25) 佐藤司「北海道拓殖銀行法の制定過程について」(法政大学近代史研究会『日本近代史研究』第三号、一九五九年六月)以外は見当たらない。

五、補足とまとめ

ここまで、さまざまな視角からの農業金融史研究を見てきたが、以下簡単にふりかえっておこう。

体系的通史は段階論的方法でまとめられ(佐伯氏)、組織面からの類型論も提示された(斎藤氏)。他方では戦前期を一括した計量的把握(伊東・寺西氏)も見られた。

特定の主題からは、まず明治期について、初期の前近代の金融の発展(朝倉氏)、その取り締まり政策(渋谷氏)が明らか

にされ、中期の特殊農業金融機関の成立(渋谷・中村・加藤氏)、末期の勸農銀の変質(拝司氏)、農家負債の構成(渋谷氏)などが検討された。

大正期における農業金融機関の再編成に関して、もともまとまった分析は『勸銀史』と『中金史』であろう。昭和期の負債対策についても詳細な考察がなされた(加瀬氏)。

一で紹介した斎藤氏の指摘に立ち戻ってみると、金融研究の前提となる農業構造の理解については、依然として対立がある(小農制と地主制)。また、金融効果に関しては、地主経営はともかく、農民経営の実態に即して把握するのは資料的に困難である。研究の中心が金融機関史となるのもやむをえないが、政策過程を立ち入って分析するものが現われているのは注目すべきであろう。

最後に、斎藤氏が研究深化の必要を指摘した分野について付言して、本稿を閉じたい。①農銀は前節で見たように実証分析が堆積してきている。②信用組合は、拙稿⁽¹⁾でも指摘したように個別分析が盛んな半面、連合会については組合製糸の研究に偏っている。③地方銀行は地方金融史研究会などによる多面的な研究が進行している。④伝来的な金融形態については研究者の層が薄い⁽²⁾が、一部では総括的著作も出現している⁽³⁾。後の二分野に関しては信研前掲『入門』が格好の手引きになる。

注(1) 拙稿「農村産業組合史研究の動向」(『農業総合研究』

第三三巻第四号、一九七九年一月)、同「初期の産業組合系統化方針について」(『同上誌』第三六巻第二号、一九八二年三月、五四頁)、参照。

(2) 最新の共同研究は朝倉編前掲『阿大戦間における金融構造』である。

(3) 渋谷隆一・鈴木亀二・石山昭次郎共著『日本の質屋』(早稲田大学出版部、一九八二年六月)の「近代編」(渋谷氏)を参照。